

# 「G20諸国の貿易措置に関する報告書（第8版）」 （概要）

平成24年11月2日  
経済局国際貿易課

10月31日、「G20諸国の貿易措置に関する報告書（第8版）」が、WTOによって作成・公表されたところ、ポイント次のとおり。

- 世界貿易の伸びが鈍化する中、金融危機後にG20諸国により実施された貿易制限的措置の影響を引き続き懸念。
- 一方で、新たに導入された貿易制限的措置は減少。措置の撤廃にも若干の改善が見られる。

（注）本報告書は、世界金融危機を受けてとられた保護主義的措置を監視するため、2009年9月のG20ピッツバーグ・サミットにおける首脳の要請に基づき、約半年ごとにWTOが作成・公表している。今回は、2012年5月から10月までの間にとられた措置（WTO協定等と整合的であるか否かを問わない。）が対象。

## 1. 報告書の概要（抄）

- （1）過去5か月間にG20諸国が新たに導入した貿易制限的措置は前期比で減少（前期124件→今期71件）したものの、実施中の貿易制限的措置は引き続き増加（前期末662件→今期末690件）。世界経済が減速する中、G20諸国は市場開放の維持・拡大のために一層努力する必要がある。
- （2）2011年の世界貿易の伸び率は5%であったが、2012年の予測は本年5月時点の3.7%から2.5%に下方修正された。2013年には4.5%に回復すると予想されているが、過去20年間の平均である5.4%を依然下回ることとなる。
- （3）2009年のモニタリング開始後に導入された貿易制限的措置873件のうち、これまでに撤廃された措置は21%であり、前回（本年5月）の18%から若干改善している。金融危機後に導入された貿易制限的措置は、世界貿易に対して約3%（G20間の貿易の約4%）の影響を与えている。
- （4）多角的貿易体制を再活性化させるためには、G20諸国による力強い新たなコミットメントが必要。景気後退に歯止めをかけるべく貿易拡大が求められる中、一部の国々では保護主義抑止に対する政策上の決意の弱まりが見受けられる。

2. 新たに導入された主な措置（2012年5月中旬－10月中旬）

国名	措置の内容
ブラジル	輸入関税引上げ（100品目（タリフライン））
	自動車産業支援策（イノバール・アウト）の導入
アルゼンチン	輸入品目にかかる付加価値税の引上げ
	自動輸入ライセンスの廃止（1532品目（タリフライン））
ロシア	自動車廃車税の導入
日本（参考）	インドネシア産のカットシート紙に対するアンチダンピング調査

（了）